

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
……………(同)……………一
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
……………(住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)……………一
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………
……………(環境局自然環境部計画課)……………二
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 河川予定地の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………三
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………
……………(同)……………五
- 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………五

告示

●東京都告示第二百八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から令和五年三月三十一日まで

で

三 施行地区

品川区小山二丁目及び小山三丁目各地方

事務所所在地及び設立認可の年月日

品川区小山台一丁目二十二番八号昭和ビル二階

平成二十八年四月十三日

五 変更の内容

事業施行期間を令和六年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年三月九日

●東京都告示第二百九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南小岩六丁目地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の

ように告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

南小岩六丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年十二月十五日から令和八年十二月三十一日まで

日まで

三 施行地区

江戸川区南小岩六丁目及び南小岩七丁目各地方

事務所所在地及び設立認可の年月日

江戸川区南小岩六丁目三十一番一号

平成二十八年十二月十五日

五 変更の内容

事務所の所在地を江戸川区南小岩六丁目三十一番十号

FIRSTAII二〇一に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年三月九日

●東京都告示第二百十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池 百合子

一 支援法人の名称 一般社団法人住まいと暮らしの

相談室

二 支援法人の住所 立川市一番町六丁目二十九番地の八

三 支援業務を行う事務所の所在地 日野市多摩平六丁目三十七番五号

四 指定年月日 令和五年二月二十四日

●東京都告示第二百一十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社W S a T

二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所

墨田区江東橋三丁目三番七号

三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 松田 宗法

四 その他

一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第二百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「更新認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称

株式会社W S a T

二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所

墨田区江東橋三丁目三番七号

三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名

代表取締役 松田 宗法

四 その他

一の更新認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第二百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(小平市小川東

町四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

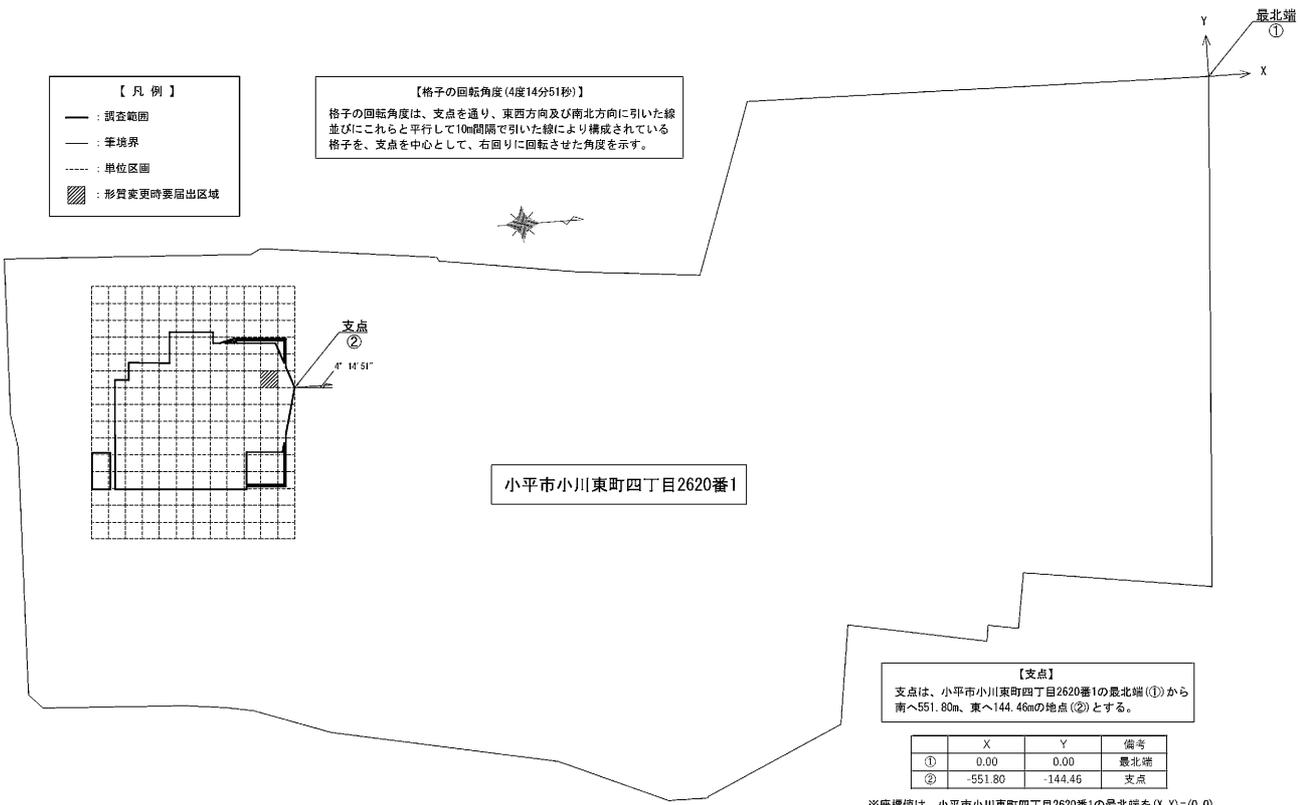
別図

【凡例】

- : 調査範囲
- : 境界
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(4度14分51秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



小平市小川東町四丁目2620番1

【支点】

支点は、小平市小川東町四丁目2620番1の最北端(①)から南へ551.80m、東へ144.46mの地点(②)とする。

	X	Y	備考
①	0.00	0.00	最北端
②	-551.80	-144.46	支点

※座標値は、小平市小川東町四丁目2620番1の最北端を(X, Y)=(0, 0)、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標である。

●東京都告示第二百十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、令和五年三月九日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和五年三月九日

東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

鶴見川水系一級河川鶴見川

二 河川予定地として指定する区域

町田市図師町字二号三百六十一番一の一部及び同番四
 （次の略図に表示した箇所）

略図

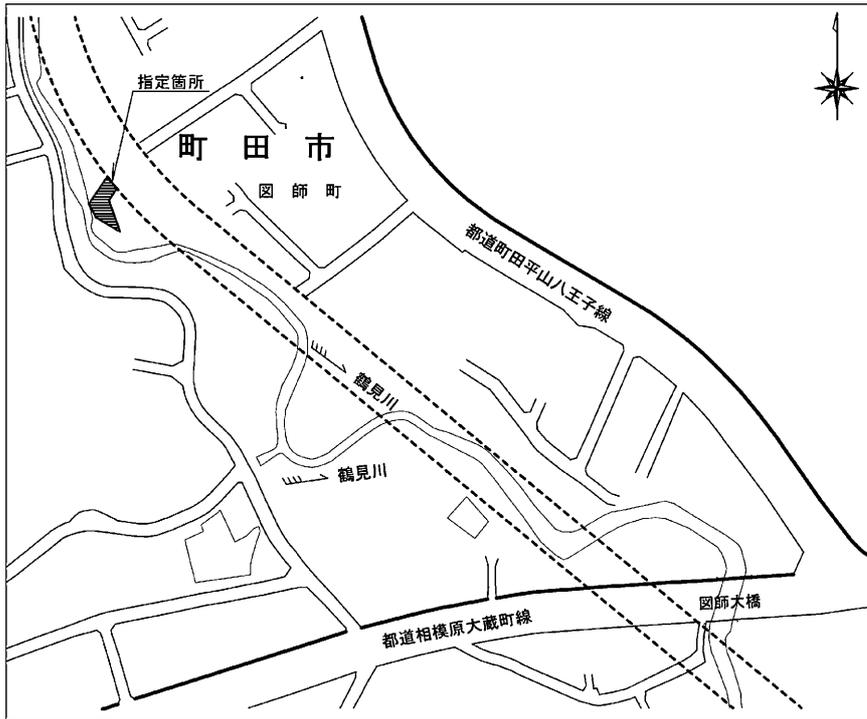
鶴見川水系一級河川鶴見川河川予定地箇所図

町田市図師町地内

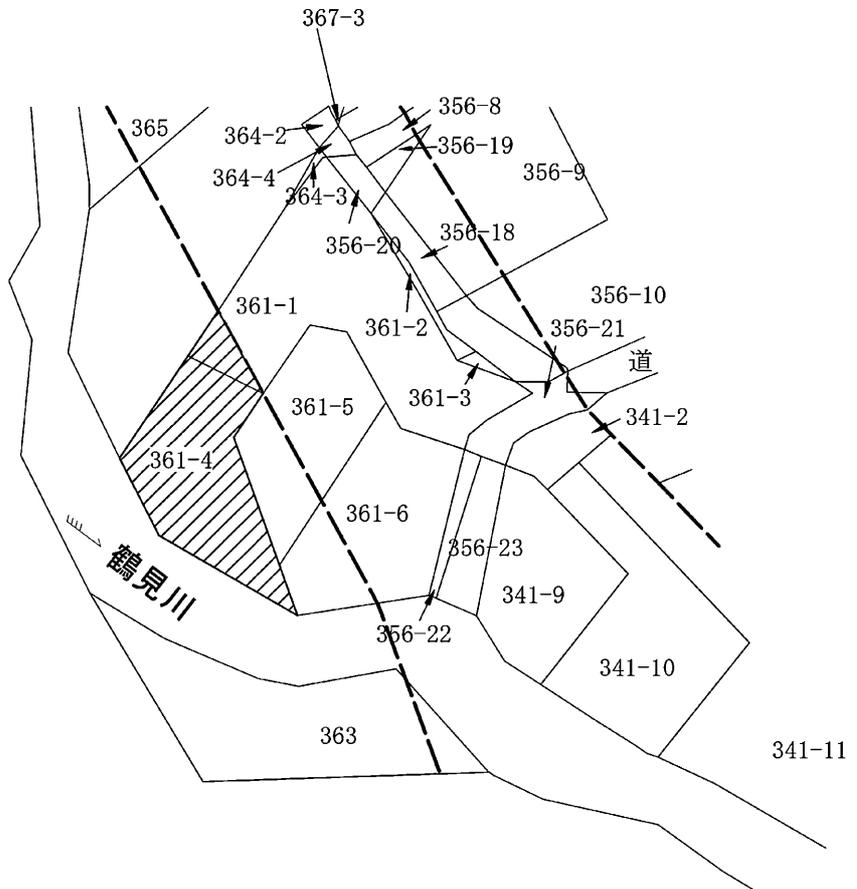
河川予定地指定区域

都市計画河川

案内図



町田市
図師町



告示 (下水)

●東京都下水道局告示第三号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年三月九日

東京都下水道局長 奥山 宏二

一 供用及び処理開始年月日 令和五年三月十七日

二 下水 (雨水を除く。) を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 江東区新砂三丁目九番一号 砂町水再生センター

別表

街区符号又は地番

全部告示区域

江東区 有明二丁目 一番

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年三月九日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

立川市栄町五丁目三十三番一

立川市曙町三丁目七番十四号

株式会社藤住宅

代表取締役 伊藤 丈磨

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

